

## 府中市入札参加者の選定に係る市内業者等の調査運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、府中市が行う競争入札及び随意契約の参加資格を有する者について、当該登録内容と事業活動の実態が乖離している疑義が生じた場合に、当該事業所の事業活動の実態を確認するための調査を行う際の適正な運用を図るため、必要な事項について定めるものとする。

(事業者への調査依頼)

第2条 市は、必要に応じ、府中市内に本店を有し、かつ、府中市入札参加資格登録を当該事業所でしている者（以下、「市内業者」という。）及び府中市内に支店、支社、営業所等を有し、府中市入札参加資格登録を当該事業所でしている者（以下、「準市内業者」という。）に対して、調査を行う。

(提出書類)

第3条 市から調査依頼を受けた市内業者及び準市内業者は、次に掲げる書類を市の指定する期日までに提出する。

- (1) 府中市内事業所調査票
- (2) 本市に納税していることが分かるもの（ア又はイ）
  - ア 法人市民税納税証明書の写し（法人の場合）
  - イ 市民税納税証明書の写し（個人事業主の場合。非課税の時は、非課税証明書の写し）
- (3) 建物の所有又は賃借していることが分かるもの（ア又はイ）
  - ア 不動産登記簿又は固定資産税評価証明書の写し（所有の場合）
  - イ 不動産賃貸借契約書の写し（賃借の場合）
- (4) 契約者を記載した直近の公共料金（電気、ガス、水道等）の請求書等の写し
- (5) 認定要件を確認するために、その他契約課長が必要と認める書類

(現地調査の実施)

第4条 市は、前条により提出された書類に疑義のある時は、現地調査を行うことができる。

(確認事項)

第5条 現地調査において、市は、市内業者又は準市内業者が、本店又は支店等において、常時契約を締結する事業所として、契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な行為を行っているか確認する。

2 前項に掲げるもののほか、事業所の事業活動の実態を確認するに当たって、必要な確認事項は次に掲げるものとする。

- (1) 本市の法人市民税の納付があること。
- (2) 事務等を執り行える事業所として次の形態を全て整えていること。
  - ア 社名が分かる看板、表札が設置されていること。
  - イ 事務机・椅子などの什器が配置されていること。
  - ウ パソコンが具備されていること。
  - エ 電話・FAX等の通信機器が具備されていること。
- (3) 事業所の建物の所有権を法人又は代表者名義で所有もしくは賃借していること。
- (4) 次に掲げる人員を事業所に配置していること。なお、ア及びイは兼ねることができる。配置人員の不在が頻繁である場合、郵便が転送処理されている場合又は転送電話対応が常態である場合は、適切な人員配置がされているとは認められない。
  - ア 責任者
  - イ 常駐社員
- (6) 市内に本店又は支店等を設置後、1年以上の期間が経過していること。

(改善指導及び再調査)

第6条 第4条に規定する現地調査の結果、前条の確認事項が確認できなかった場合、必要な改善指導を行うとともに、府中市内事業所調査票の再提出を求め、再度の現地調査を行う。

(通知)

第7条 市は、前条に規定する再調査においても、第5条に規定する確認事項が確認できなかった場合、当該事業者はその旨通知する。

2 前項の通知を受けた事業者については、当該通知の内容を踏まえ、当該事業所の実態が是正されるまでの間、本市の契約事務における指名選定において、府中市入札参加資格登録の所在地の登録情報を前提とした取扱いを行わないことができる。

附 則

この基準は、令和8年4月30日から施行する。